

「東京都発達障害教育推進会議」設置要綱

(目的)

第1 都内の公立小・中学校及び高等学校に在籍する自閉症、アスペルガー症候群等の汎性発達障害、学習障害及び注意欠陥多動性障害等（以下「発達障害等」という。）のある児童・生徒に必要な教育基盤を明らかにするため、「東京都発達障害教育推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 都内の公立小・中学校及び高等学校に在籍する発達障害等のある児童・生徒の教育に関すること。
- (2) 前号による検討結果に基づく、都教育委員会への「提言」に関すること。
- (3) その他検討を要すること。

(構成)

第3 推進会議は、別紙に掲げる外部有識者及び学校関係者をもって構成する。

(座長等)

第4 推進会議には、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により専任する。
- 3 座長は、推進会議を主宰し、会務を統括する。
- 4 推進会議には副座長を置き、座長は、委員のうちから副座長を指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のときには、その職務を代理する。

(設置期間)

第5 推進会議の設置期間は、推進会議が設置された日から平成26年3月31日までとする。

(幹事会の設置)

第6 推進会議に、検討事項を調整するための幹事会を置くことができる。

(専門部会の設置)

第7 推進会議に、専門的事項を調査検討するための専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8 推進会議の事務局は、教育庁都立学校教育部特別支援教育課に置く。

(会議及び会議記録)

第9 推進会議は、原則、非公開とする。

2 推進会議の会議要旨については、会議開催の都度取りまとめ、公開するものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成25年7月31日から施行する。